

指定活用団体指定担当室職員の行動に関するガイドライン

平成30年5月31日
指定活用団体指定担当室室長決定

国家公務員倫理規程（以下「倫理規程」という。）が施行されているが、民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成28年法律第101号）（以下「休眠預金等活用法」という。）及び休眠預金等交付金に係る資金の活用に関する基本方針（平成30年3月30日内閣総理大臣決定）に基づき、指定活用団体の指定の公募及び審査等が行われることを踏まえ、指定活用団体指定担当室の職員（以下単に「職員」という。）は、特に高い中立性及び公正性の確保が求められ、より厳しく身を律する必要があることから、倫理規程の遵守に加え、このガイドラインの定めるところによるものとする。

（定義）

第1条 このガイドラインにおける利害関係者とは、指定活用団体の指定の申請をしている者又は当該申請をしようとし若しくは申請を検討していることが明らかである¹者をいう。

（室員以外の者との接触について）

第2条 職員は、平成30年5月16日から指定活用団体の指定の日までの間は、指定活用団体の指定に関する職務上の必要がある場合を除き、職務に関する事項についていかなる者とも接触（電話やメール等を含む。以下同じ。）をしてはならない。なお、職員は、平成30年9月30日以前については、休眠預金等活用審議会における庶務に関することを除き、指定活用団体の指定に関する職務上の必要がある場合においても、指定活用団体指定担当室ホームページに掲載された問合せフォームに寄せられた問合せへの応答に限るものとする。ただし、やむを得ず受電等した場合は、接触禁止期間である旨伝え、第5条に基づき、適切に対応する。

第3条 職員は、私的な関係²（職員としての身分にかかわらない関係をいう。以下同じ。）がある者との間においては、職務上の利害関係の状

¹ 「明らかである」とは、指定の事務に携わる職員が、通常人としての判断力をもってすれば認識可能な状態を指す。例えば、指定の事務に携わる職員のところへ、指定の申請書の記入要領について相談に来ている者がある場合、当該職員は、その相談に来ている者が申請を行おうとしていることを通常は認識可能であることから、その相談に来ている者は「指定の申請をしようとしていることが明らかである」者に該当する。

² 私的な関係とは、親族関係や学生時代の友人等職員となる前からの関係がある者等をいう。（「国家公務員倫理規程解説」（人事院）を参照。）

況、私的な関係の経緯及び現在の状況並びに行おうとする行為の態様等に鑑み、指定活用団体の指定の中立、公正な審査に疑義を生じさせるおそれがない場合に限り、接触することができる。

第4条 職員は、前条において、指定活用団体の指定の中立、公正な審査に疑義を生じさせるおそれがないかどうかを判断できない場合においては、室長に相談し、その指示に従うものとする。

(室長への報告等)

第5条 職員は、平成30年5月16日から9月30日までの間において、指定活用団体の指定に関する職務に関して、やむを得ず接触した場合には、その概要を記録した上で、指定活用団体指定担当室長（以下「室長」という。）に報告するものとする。

2. 職員は、平成30年10月1日から指定活用団体の指定の日までの間において、利害関係者と接触した場合には、原則として音声を録音するとともに、その概要を記録した上で、室長に報告するものとする。

(禁止行為)

第6条 職員は、次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 利害関係者から金銭、物品又は不動産の贈与（せん別、祝儀、香典又は供花その他これらに類するものとしてされるものを含む。）を受けること。
- (2) 利害関係者と共に飲食をすること。
- (3) 利害関係者から金銭の貸付けを受けること。
- (4) 利害関係者から又は利害関係者の負担により、無償で物品又は不動産の貸付けを受けること。
- (5) 利害関係者から又は利害関係者の負担により、無償で役務の提供を受けること。
- (6) 利害関係者から未公開株式を譲り受けすること。
- (7) 利害関係者から供応接待を受けること。
- (8) 利害関係者と共に遊技又はゴルフをすること。
- (9) 利害関係者と共に旅行（公務のための旅行を除く。）をすること。
- (10) 利害関係者に対して講演及び出版物の寄稿等をする事
- (11) 利害関係者をして、第三者に対し前記（1）から（10）に掲げる行為をさせること。

(禁止行為の例外)

第7条 職員は、私的な関係（職員としての身分にかかわらない関係をいう。以下同じ。）がある者であって、利害関係者に該当するものとの間においては、職務上の利害関係の状況、私的な関係の経緯及び現在の状況並びに行おうとする行為の態様等に鑑み、指定活用団体の指定の中立、公正な審査に疑義を生じさせるおそれがない場合に限り、前条（1）及

び（２）の行為を行うことができる。

第 8 条 職員は、前条において、指定活用団体の指定の中立、公正な審査に疑義を生じさせるおそれがないかどうかを判断できない場合においては、室長に相談し、その指示に従うものとする。

（利害関係者以外の者との間における禁止行為）

第 9 条 利害関係者以外の者であっても、その者から供給接待を繰り返し受ける等社会通念上相当と認められる程度を超えた供給接待又は財産上の利益の供与を受けてはならない。

第 10 条 職員は、自己が行った物品若しくは不動産の購入若しくは借受け又は役務の受領の対価を、その者が利害関係者であるかどうかにかかわらず、それらの行為が行われた場に居合わせなかった者の負担として支払わせてはならない。

（職員の職務に係る倫理の保持を阻害する行為等の禁止）

第 11 条 職員は、指定活用団体指定担当室の他の職員の前記第 6 条、第 9 条又は第 10 条に違反する行為によって当該他の職員（第 6 条（11）に違反する行為にあつては、同条（11）の第三者）が得た財産上の利益であることを知りながら、当該利益の全部若しくは一部を受け取り、又は享受してはならない。

第 12 条 職員は、国家公務員倫理審査会、任命権者、倫理監督官その他内閣府において職員の職務に係る倫理の保持に責務を有する者又は上司に対して、自己若しくは内閣府の他の職員の法若しくは法に基づく命令（訓令及び規則を含む。以下同じ。）に違反する行為を行った疑いがあると思料するに足りる事実について、虚偽の申述を行い、又はこれを隠ぺいしてはならない。

第 13 条 指定職以上の職員並びに一般職の職員の給与に関する法律第 10 条の 2 第 1 項の規定による俸給の特別調整額を支給される職員及びその職務と責任がこれに相当する職員として倫理監督官が定めるものは、その管理し、又は監督する職員の法又は法に基づく命令に違反する行為を行った疑いがあると思料するに足りる事実があるときは、これを黙認してはならない。

（違反に対する措置等）

第 14 条 室長は、職員が本ガイドラインに定める事項を守らなかった場合には、その程度に応じ、必要な措置等を厳正に講ずる。

（本ガイドラインの適用）

第 15 条 本ガイドラインは、平成 30 年 5 月 16 日から適用する。